

基地周辺整備に関する要請書

令和 5 年 7 月

昭 島 市

基地周辺整備対策の推進について要請

盛夏の候、貴職におかれましては益々御清祥のことと存じます。

平素より本市の基地周辺整備対策につきましては、特段の御高配を賜り深く感謝申し上げます次第であります。

さて、本市は、市域における市街地の半分近くが米軍横田基地の飛行直下に位置していることから、約 80 年間もの長きにわたり航空機騒音被害及び航空機事故等への不安を常に抱えております。横田基地が市民生活やまちづくりに与える影響は非常に大きく、航空機騒音の軽減と、国による障害防止、民生安定諸施策の充実は市民にとって切実な要望であることから、市の重要な課題となっております。

また、平成 24 年 3 月に発足した航空自衛隊横田基地の運用による住民の負担軽減に資するため、国による一層の周辺環境への配慮が求められているところであります。

一方、平成 17 年 10 月の住宅防音工事対象区域縮小に係る告示により、本市の事業にも様々な影響が表面化しておりますが、本告示により対象区域外となった地域上空での旋回訓練は依然として行われており、市民が日常感じる騒音の実感以前と全く変わるところがありません。また、編隊飛行や人員降下訓練等が頻繁に実施され、平成 30 年度以降、航空機騒音測定回数が 1 万回を大幅に上回る水準で騒音被害が常態化しています。昨今では、これまでとは異なる飛行経路での訓練や、C V－2 2 オスプレイによる夜間及び深夜の低空飛行、事前の情報提供がない中での戦闘機を含む外来機の飛来など、基地の運用は全く不透明であります。周辺住民からは、市街地上空でのこれらの飛行訓練による甚大な騒音被害に加え、事故等の危険性への懸念について、多くの苦情が寄せられております。

オスプレイについては、これまでの国内外の事故などに加え、令和 3 年から令和 4 年にかけて 4 回にわたり、横田基地所属の C V－2 2 オスプレイが国内の民間空港などに予防着陸し、いずれも事故原因及び再発防止策の具体的な説明がないまま飛行が継続されました。また、クラッチを原因とする特有の現象の発生が相次いでいることを受け、昨年 8 月に C V－2 2 オスプレイの地上待機措置がとられ、その後、飛行の安全が確保されたとして翌 9 月に、地上待機措置が解除されました。

様々な事象が発生する中、現時点で 6 機目までが配備された C V－2 2 オスプレイは、米会計年度 2024 年頃までには合計 10 機が配備される予定であり、周辺環境への負担増に加え、周辺住民の中においては、これまで以上に、安全性への懸念や騒音被害増加への不安が高まっている状況にあります。

更に、高高度滞空型無人偵察機である R Q－4 グローバルホークが、平成 29 年度、令和元年度から令和 4 年度に引き続き、本年 5 月より一時展開されるなど、今後の運用が懸念されております。

こうした状況下において、基地運用上の安全対策はもとより、国による一層の

周辺環境への負担軽減策が求められているところであります。

国におかれましては、基地周辺地域の生活環境等の整備に向け諸施策を講じられておりますが、地域の実情を十分に踏まえ、少なくとも国によりこれまで障害防止対策事業、民生安定施設整備事業として整備された施設については、地域が必要とする限り今後とも積極的に整備を推進されることを強く望むものであります。

昭島市と致しましては、引き続き障害防止、民生の安定に向けた積極的な取組を行ってまいり所存であり、それには国の基地周辺整備対策の更なる充実が不可欠であります。

つきましては、市の実情を御賢察いただき、別紙要請事項の早期実現について、御高配を賜りたく要請いたします。

令和5年7月14日

北関東防衛局長

二 又 知 彦 殿

東京都昭島市長 臼 井 伸 介

要 請 事 項

1 補助制度の拡充等について

- (1) 防衛施設周辺放送受信事業の見直しにより、経過措置期間はあるものの、令和6年3月31日をもって住宅防音工事を実施した全ての世帯のNHK放送受信料助成が終了となる。また、実施時期は未定とした上で、今後、第一種区域の見直しを行った後に、助成対象区域を第一種区域に見直していく考えが示された。引き続き、国の責任において対象世帯への丁寧な説明を行うとともに、対象となる住宅防音工事の早期実施及び基地に起因する受信障害について、万全な防止策を図られたい。
- (2) 義務教育施設等に係る維持管理費は、児童・生徒等の学習環境を維持していく観点から、その全額を国庫負担とされたい。また、学習等供用施設についても、国庫補助制度の導入を図るとともに、住宅防音施設については、生活保護世帯に限ることなく全世帯を補助対象とされたい。
- (3) 障害防止対策事業、民生安定施設整備事業により建設した施設に係る修繕・改修工事については、これまでも一定の拡充が図られていることは承知しているが、基地の運用による障害防止・緩和対策が必要であることに変わりはないことから、引き続き、補助対象の更なる拡充及び要件の緩和を図られたい。
- (4) これまで障害防止対策事業、民生安定施設整備事業として実施してきた小中学校や学習等供用施設等に係る防音助成については、一定の採択基準はあるものの近年の生活環境の状況や教育活動の現状等に適しているのか更なる検討を進め、地域の実情に即し、これまでどおり市内全域1級工事により実施されたい。

市立拝島中学校、光華小学校、清泉中学校、中神小学校、玉川小学校に続いて、富士見丘小学校、拝島第一小学校、拝島第三小学校、昭和中学校、共成小学校の1級防音工事での不採択を始め、学習等供用施設の改修等についても、防音補助での採択が厳しい状況である。

一方で、事件事故等による周辺住民への影響や、C V - 2 2 オスプレイ配備計画に伴う常駐機の増加を見据え、今後の基地における騒音状況が、貴局が実施した短期間の測定結果を上回ることがないとの確約もない中で、本市市民が今後も飛行直下で日常生活を送ることを考えれば、貴局のこの判断は到底受け入れることはできない。申し上げるまでもなく、米軍の運用実態は飛行ルート、飛行時間帯がまったく定まらないものであり、米軍基地を抱える本市の教育施設や民生安定施設のすべてが防音施設であることは当然である。

国からの補助を受けて整備したこれらの教育施設等について、経年により低下した防音機能の復旧を実施する際には、短期間での騒音測定の結果により、騒音防止事業において1級工事が不採択となった場合にお

いても、既存の制度にとらわれることなく、1 級相当の補助内容で実施できるよう、助成制度の見直しを図られたい。

在日米軍と航空自衛隊が共同使用する横田基地の重要性と、基地を抱える本市の状況を最大限考慮し、将来を見据えた中での事業採択を強く要望する。

- (5) 民生安定事業について、これまでに一定の拡充が図られていることは承知しているが、本市の地域事情も勘案し、助成制度の創設や拡充をされたい。また、複数年度にわたる事業に対して柔軟に予算措置をするなど、これまで以上に使い勝手の良い制度運用を図られたい。
- (6) 令和元年の台風 19 号における多摩川流域への被害の状況や、東京都の浸水想定区域の見直しによる区域の拡大により、これまで避難所であった施設等が今後避難所として使用できない状況にある。また、新型コロナウイルス禍を経て避難所の在り方も見直す必要が生じており、これまで以上に収容人数の確保や新たな避難所の機能を有する施設の確保が急務である。

更には、航空機騒音対策として住宅防音工事がなされている反面、防災行政無線が聞きとりにくい状況であることから、防災行政無線の設置と併用しながら、個別受信機の設置をしていくことは急務である。このような地域特性を踏まえ、新たな施策に対する財政措置を講じられたい。

- (7) 騒音測定機器等の入替や保守に係る費用について、新たな助成措置を講じられたい。

2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第 4 条に規定する住宅防音工事の拡充について

- (1) 住宅防音工事の適用範囲を Lden57(70W)まで拡大されたい。
- (2) Lden70(85W)以上の区域に所在する住宅が対象とされている外郭防音工事の範囲の拡大を図られたい。
- (3) 住宅防音工事については、令和 3 年度より対象住宅の範囲が拡大されたものの、区域指定告示後の新築住宅の全てについて、防音工事の助成対象とされたい。また、従来と異なる地域からの航空機騒音及び飛行高度等の苦情が増加していることから防音工事対象区域の拡大を図られたい。
- (4) 平成 17 年 10 月の住宅防音工事対象区域の見直しに係る国の告示に伴い、同一団地において住宅防音工事対象区域内と区域外に分かれた地域があることから、地域の実情を踏まえ住宅防音工事対象区域の騒音コンターの見直しをされたい。また、機能復旧工事に関しては、特別処置を講じるなど、柔軟な対応を図られたい。
- (5) 空調機器の更新時には、10 分の 1 が自己負担となっているが、生活保護受給世帯のみならず、全額補助とされたい。

- (6) 防音工事の実施にあたっては、全ての指定区域を第一工法で行うよう措置されたい。
- (7) 申請手続等における住民負担増大や工事遅滞をきたすことなく引き続き円滑に実施されたい。

3 法第9条特定防衛施設周辺整備調整交付金の更なる増額及び対象範囲の拡大について

- (1) 特定防衛施設周辺整備調整交付金は、公共用施設の整備又はその他生活環境の改善等に欠かせない財源である。横田基地には、これまでに正式配備されたC V-22 オスプレイ 6機に加え、米会計年度2024年頃までに残り4機合計10機とともに約450人の人員配備が予定されている。更には、平成24年に発足した航空自衛隊航空総隊司令部の運用や、今後、一時展開の常態化が懸念される高高度滞空型無人偵察機R Q-4 グローバルホークの運用など、基地の重要性が益々高まっている。

時勢に応じ、基地の運用実態及び態様が変更される中、本市が航空機の進入表面直下であるために、騒音被害をはじめとする周辺環境への負担が増加していることに着目し、交付金の着実な増額を図られたい。又は、既存の制度にとらわれることなく、着実な財政措置を講じられたい。

- (2) 特定防衛施設周辺整備調整交付金については、交付対象事業にソフト事業が追加されるとともに、基金造成費への充当が可能となるなど、制度の改善が図られてきたところではあるが、民生安定施設の助成対象である市庁舎の補修・修繕等に活用できるようにするなど、これまで以上に使い勝手の良い制度とされたい。

4 航空機騒音等の軽減について

- (1) 騒音や事故に対する不安が市民生活に与える影響は著しく、常駐機(セスナを含む)の旋回訓練や戦闘機の飛来に加え、昨今では、これまでとは異なる飛行経路での訓練や、C V-22 オスプレイによる夜間及び深夜の低空飛行等に伴う苦情が多く寄せられている。

とりわけ、昨年5月に複数の三沢基地所属戦闘機が参加し、横田基地本来の機能とは異なる戦闘機による訓練が行われた際には、市内全域から激しい騒音に対する強い苦情や、事故等の危険性への懸念など多くの声が寄せられた。

常駐機及び米軍空母艦載機をはじめとする戦闘機を含む外来機の市街地上空での飛行訓練を全面的に中止するよう、米軍への申し入れをされたい。

- (2) 横田基地の騒音規制措置に関する日米合同委員会の合意事項を21時から7時まで延ばすよう関係当局に理解と協力を求められたい。また、休日、祝日、入学試験時期等特別な日における飛行中止について引き続

き米側に申し入れされたい。

- (3) 新型コロナウイルス禍で、周辺住民にあっては、在宅勤務、窓を開けての換気対策など、生活様式が変容していることを踏まえ、航空機の運用について最大限の配慮をされるよう米軍への申し入れをされたい。
- (4) 早朝・夜間基地内で航空機エンジンを稼動する際、消音施設を設けるなど騒音が基地周辺住民に影響を及ぼさないよう最善の配慮をされるよう米軍への申し入れをされたい。
- (5) 訓練時のパブリック・アドレス・システム及びグランド・バースト・システムの使用に当たっては、設置場所をはじめ、基地外に影響を与えないよう必要な措置を講じることを米側に申し入れされたい。
- (6) C V-22 オスプレイについては、低周波音による健康影響等を懸念する声があることから、国の責任において、低周波音に関する調査検討を進めるとともに必要な対策を講じられたい。

5 有機フッ素化合物P F O S等を含む泡消火剤の適正管理と早期交換について

- (1) 泡消火剤については、有機フッ素化合物P F O S等を含まないものに早急に交換するとともに、交換が終わるまでの間、流出等の事故が発生しないよう、適切に管理すること、並びに、交換完了後、保管されている有機フッ素化合物P F O S等を含む泡消火剤は、適切な方法で速やかに処分し、処分までの間使用しないことはもとより、適切に管理することについて、米側に対し強く申し入れされたい。
- (2) 基地内で有機フッ素化合物P F O S等を含む水の流出事故等が発生した際には、基地外の環境にも影響を及ぼしかねないことから、徹底した安全対策を講じることはもとより、基地周辺住民に対して迅速かつ正確な情報提供をするよう、米側に対し強く申し入れされたい。

6 情報提供について

- (1) 基地周辺は市街化された人口密集地であり、基地運営に関し安全確保の徹底を図るとともに基地に関係する訓練、事故、事件等については適宜、的確な情報提供と基地周辺への影響に十分配慮するよう引き続き米側に申し入れされたい。
- (2) C V-22 オスプレイの横田基地への配備計画については、国の責任において、地元自治体や周辺住民に対して更なる具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行うこと。特に、昨年8月のC V-22 オスプレイの地上待機措置、翌9月の解除により高まった、機体の安全性や運用に関する周辺住民の不安が解消されるよう、十分な説明責任を果たされたい。

C V-22 オスプレイのみならず、航空機の運用に当たっては、周辺住民の生活に支障をきたさないよう、徹底した安全対策と環境への配慮

を講じることを米側に申し入れされたい。

- (3) 国の責任において、航空機の飛行高度など飛行実態に関する測定等を行い、日米合同委員会合意事項の遵守状況を確認するとともに、遵守されていない状況が見受けられる際には、必要に応じて米側に働きかけられたい。併せて、基地周辺住民に対して迅速かつ正確な情報提供を図られたい。
- (4) 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づく各種規制措置の運用等に関して、迅速かつ詳細な情報提供を図られたい。

また、地元自治体に多大な影響を与える場合は、事前に意見を聴取し、意向を尊重されたい。

7 今後の基地の態様変更について

- (1) 基地に関する再編についての情報提供を引き続きお願いするとともに、航空自衛隊航空総隊司令部の基地使用について、周辺住民の不安や基地周辺環境への影響を最小限に止めるため、国として協議に応じるなど積極的に配慮されたい。
- (2) 米軍再編ロードマップで示された基地の軍民共同使用の具体的な条件や態様に関するスタディ・グループでの検討内容や結果について、情報提供されたい。また、騒音被害の増加につながりかねない、基地の軍民共同使用について、今後、議論がされる場合には、速やかに情報提供されたい。
- (3) 横田基地がより重要な役割を担ったことに鑑み、基地周辺整備補助金及び交付金制度や採択基準の運用等のあり方について、協議の場を設けるなど、より一層の施策充実に向け配慮されたい。

8 基地周辺防衛管理地について

- (1) 防衛省の基地周辺財産については、生活環境を損なわないよう引き続き適正な管理をお願いしたい。
- (2) 防衛省所管の国有地（昭島市美堀町所在）については、希望者に対する有償使用の措置が講じられているが、国においては、地域住民や本市が協力する中で 50 年来の歴史的課題解決に向け共に取り組んできた経緯を十分念頭に置き、引き続き適切な管理に努められたい。また、その他の国有地についても、住環境に配慮した適切な管理に努めるとともに、地域の意向を踏まえた環境整備に向け、財政措置を講じられたい。
- (3) 本市では基地周辺財産の使用許可を受け、平成 23 年度にエコパークの整備が完了した。これまでの、国の支援に感謝申し上げるとともに、引き続き公共施設等への基地周辺財産の更なる活用について、配慮されたい。

- (4) 横田基地南側に位置する旧中間電波誘導信号所周辺提供地の早期返還に向けて、これまで以上に米側に働きかけるとともに、本市のまちづくりの視点に立ち、特段の配慮をされたい。

9 その他

非核三原則を遵守されることはもとより、日米地位協定とその運用について、環境、安全、福祉等の視点から適切な見直しが図られるよう関係省庁に対し要望されたい。

また、基地の運用に当たっては、徹底した安全対策を講じることはもとより、既存の日米合同委員会合意事項を遵守するよう、米側に対し、働きかけられたい。